

所得税・住民税の申告はお早めに!

■申告期間：2月16日～3月15日（土・日曜日は閉庁日です）

※2月20日（小川地区）、3月6日（馬頭地区）に日曜申告相談を受け付けます。どうしても平日に相談できない方はご利用ください。

平成22年分 確定申告相談日程表

| 月日（曜日） | 対 象 地 区 | | 申告会場 |
|---------|----------------------|------------------------|------------------|
| | 午 前 の 部 | 午 後 の 部 | |
| 2月16日 水 | 上川原・上川原一区・新中の原・上中の原 | 上西の原・梅曾・関場 | 小川健康管理センター会議室 |
| 2月17日 木 | 上町・仲町 | 大和町・緑町 | |
| 2月18日 金 | 吉田・上片平・下片平 | 高岡・東戸田・神田町・萱場・後沢 | |
| 2月20日 日 | 小川地区全域（日曜申告日） | | |
| 2月21日 月 | 栄町1区・栄町2区・栄町3区・本町・舟戸 | 舟戸町営住宅・旭町・白久 | |
| 2月22日 火 | 谷田・谷田町営住宅 | 三輪1区・三輪2区・三輪3区・下西の原 | |
| 2月23日 水 | 小梨・後久保・山崎・恩田 | 下薬利・中薬利・上薬利・薬利境・薬利町営住宅 | |
| 2月24日 木 | 向梅坪・柳林下坪・新屋敷 | 下芳井・上芳井 | |
| 2月25日 金 | 那珂川町全域 | | |
| 2月28日 月 | 北向田・小口 | | |
| 3月1日 火 | 馬 頭 | | 那珂川町山村開発センター大会議室 |
| 3月2日 水 | 馬 頭 | | |
| 3月3日 木 | 馬頭・健武 | | |
| 3月4日 金 | 矢又・和見 | | |
| 3月6日 日 | 馬頭地区全域（日曜申告日） | | |
| 3月7日 月 | 久那瀬・小砂 | | |
| 3月8日 火 | 松野・富山 | | |
| 3月9日 水 | 大内・大那地 | | |
| 3月10日 木 | 盛泉・谷川・大山田上郷 | | |
| 3月11日 金 | 大山田下郷 | | |
| 3月14日 月 | 那珂川町全域 | | |
| 3月15日 火 | 那珂川町全域 | | |

【受付時間】 午前の部：午前8時45分～午前11時30分 午後の部：午後1時～午後5時

指定日に都合のつかない方は、期間中時間内であれば受付できますが、後半はかなり混雑しますので、できるだけ指定日にお越し下さるようお願いいたします。

※医療費控除の事前計算会を開催しますので、ご利用ください。
日時 2月2日（水）午前10時～午後4時
会場 本庁2階会議室 医療費の領収書をお持ちください。
問い合わせ 税務課 ☎0287-92-1120

※無申告は、左記のとおり、いろいろな面で不利になる場合があります。無収入でも、申告をしましょう。
・国民健康保険の加入世帯では、低所得者軽減が受けられません。
・65歳以上の方がいる世帯では、介護保険料の段階判定で不利になることがあります。
・保育園児・幼稚園児のいる世帯では、保育料に影響します。
・障害者のいる世帯では医療福祉関係の助成に影響します。
・無申告の方には、所得（課税・非課税）証明者が発行されません。
・町営住宅に入居されている方は、後日住民税決定通知書が必要ですので、申告が必要です。

申告が必要な方

平成22年分確定申告相談を実施しますので、期間内に申告されるようお知らせします。

【平成23年1月1日現在、那珂川町に住所を有し次に該当する方】
①平成22年中に「営業・農業・配当・不動産・譲渡」等の収入があった方

②給与所得者で平成22年中に「農業・不動産・配当」等給与以外の収入があった方

③2つ以上の事業所から給与等の支払いを受けた方

④平成22年中に退職し、年末調整が済んでいない方

⑤日雇労働、パート及び内職等の収入があった方

⑥収入が全く無い方でも、所得証明が必要となる方、国民年金の免除申請をする方、また現在国民健康保険加入の方

⑦非課税所得（遺族年金、障害年金等）のみの収入の方

申告の必要が無い方
◎給与だけの収入で、その他に収入が無く年末調整が済んでいる方は本人のものに限ります

申告に持参するもの
◎印鑑・預金通帳等（所得税の口座振替納付または還付になる場合は本人のものに限ります）

収入関係
①源泉徴収票（給与・年金・報酬・賃金等）

②営業・不動産収入のある方は、収支内訳書、収入支出明細のわかるもの

③農業収入のある方は、収支内訳書、収入支出明細のわかるもの、肉用牛売却証明書等

④土地等の売却のある方（公共用地関係）は、買取証明書等の売却し金額のわかるもの

⑤配当、一時所得等の収入がある方は、収入支出明細のわかるもの

⑥補てん金等の支払いを受けた方は、その支払い明細書等（線下補償、休作補償、土地借上げ等）

控除関係

①配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得のわかる書類

②医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方は、領収書または証明書（医療費について、生命保険や社会保険からの補てん金がある方は戻り金額がわかる明細書等）

※損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。経過措置として、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険契約等」については、平成19年以後の各年において、従前の損害保険料控除と同様の金額の控除（最高1万5千円）が適用されます。

なお、控除限度額は地震保険料と旧長期損害保険料を合わせて最高5万円となります。

③社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料等領収書（国民年金保険料を支払っている方は、社会保険事務所発行の社会保険料

控除証明書）

④障害者控除を受ける方は、障害者手帳

⑤雇人費のある方は、支払いを証明する領収書等、または個人別支払い金額のわかるもの

⑥地代・家賃等の所得がある方は、固定資産税土地家屋明細書

⑦寄付金控除を受ける方は、寄付先からの受領書

控除書

④障害者控除を受ける方は、障害者手帳

⑤雇人費のある方は、支払いを証明する領収書等、または個人別支払い金額のわかるもの

⑥地代・家賃等の所得がある方は、固定資産税土地家屋明細書

⑦寄付金控除を受ける方は、寄付先からの受領書

その他
・町県民税申告書及び収支内訳書（一般・不動産）が必要なのは、本庁税務課または小川庁舎総合窓口課でお受け取りください。

・公的年金受給者で所得税が非課税でも、住民税は課税される場合があります。配偶者控除や扶養控除をすることで住民税も非課税となる場合がありますので、該当すると思われる方は確定申告をしてください。

・町県民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける方は毎年申告が必要でしたが、税制が改正され、平成21年度から申告が不要となりました。